

日本入国における水際強化措置について
(キルギスは変異株 B.1.617 (デルタ株等) の指定国になります)

令和3年6月21日

●現在、日本国では、「変異株 B.1.617 (デルタ株等) 指定国・地域」について随時該当する国・地域を指定し、日本国への入国時・帰国時の検疫を強化しておりますが、本日、キルギスを「変異株 B.1.617 (デルタ株等) 指定国・地域」として指定することが決定されました。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100202551.pdf>

●具体的には、キルギスからのすべての入国者に対し、検疫所長の確保する宿泊施設で3日間待機をしていただきます。

●その上で**入国後3日目**に PCR 検査を行い、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間につき自宅等で待機いただくことになります。

●本措置は6月24日午前0時から実施される予定です。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>